

將軍の鷹狩と江戸の鳥問屋

大友 一雄

はじめに

一 岡鳥・水鳥問屋成立の前提

- (1) 享保三年諸鳥取扱制限令と鳥商売人
- (2) 諸鳥取扱制限と「御鷹之鳥」の下賜儀礼
- (3) 餌鳥請負人制の存続
- (4) 公儀餌差の廃止と餌鳥請負人制

おわりに

二 岡鳥・水鳥問屋の組織化とその意義

- (1) 御鷹の餌鳥請負と岡鳥・水鳥問屋の成立
- (2) 岡鳥問屋の成立と飼鳥屋
- (3) 水鳥問屋の成立と自立的鳥商売の解体
- (4) 水鳥問屋の取締り機能
- (5) 水鳥問屋の御膳御用

はじめに

將軍の鷹狩と江戸の鳥商売は、どのような関係にあったのか、その追究が本稿の基本的な課題である。具体的には享保期の幕府放鷹制の再興との関連で、享保十年（一七二五）に成立する江戸の岡鳥・水鳥問屋の生成、組織化の過程を説明することを目的とする。その際、①鷹をめぐる礼的秩序と鳥商売との関係、②組織化の過程における独占と

排除のあり方、③組織化に伴う役割(御用)・機能の付与・獲得などに注目したい。これによって幕府放鷹制の研究を少しでも進展させ、また、同時に商人の特権性の問題、延いては近年の由緒論へも接近できればと考えている。

なお、都市商人の特権性に関する旧来の研究に対して今井修平氏は、特権的な面のみが強調され、近代化への展望にも欠けるとし、特権的といった先入観念・固定観念を排除して都市住民の自律的な共同組織としての実態に注目する必要性を主張する。⁽²⁾しかし、特権的なものの構造、その生成過程、また、彼らの政治的な活動そのものが十分に解明されてきたとはいえない。また、商人の特権性とは、近世前期などに集中的に見られると考えられがちであるが、近年の由緒や諸役免許特権などに関する研究から明らかなように、特権は常に生み出されていたといえる。⁽³⁾よって特権性の問題は、国家や社会との関わりの中で、各時代の特権性の質や、構造を解明することが求められているのではないか。国家や領主の規制と保護といった問題や、特権に対する商人側の対応・認識といった点への留意が重要と思われる。⁽⁴⁾こうしたなかで自律的とはばかりはいえぬ集団の多様な性格を示すこともできるのである。もちろん、本稿はこうした課題を全面的に展開することを目的とするものではないが、近年の由緒論でも十分に扱っていない特権集団の生成について、検討しようとするものである。対象はいうまでもなく岡鳥・水鳥問屋である。

一 岡鳥・水鳥問屋成立の前提

本章では享保十年(一七二五)の岡鳥・水鳥問屋結成の前提としての意味も込めて、享保元年の放鷹制再興以後、⁽⁵⁾鳥商売人がいかなる状況に置かれて行ったものか、いくつかの画期や、放鷹制と幕藩間における礼的秩序の問題に留

意しながら検討したい。

なお、検討を進めるに際して、江戸における水鳥需要、およびに先行研究について簡単に確認するならば、宴席・贈答品を始めとする広範な消費形態が存在したことを、近年昔 豊氏が指摘している。⁽⁶⁾

また、同氏は近世の烏商売が放鷹制の問題や生類政策などと無関係ではなく、綱吉政権下では生類憐み政策との関連で商売が規制され、綱吉死後は、鷹狩が再興されなかったために、水鳥商売が活発し、水鳥資源が減少したことを指摘している。さらに、享保以降についても鷹場の再興に留意されながら、水鳥問屋東国屋伊兵衛の活動を活写し、当時の水鳥問屋の活動の一端を、幕府への御用や、荷元となる村方との関係から巧みに描いている。

本稿では、こうした先行業績にも学びながら、検討対象時期を享保期以降に限定し、所期の問題に迫ってみたい。

(1) 享保三年諸鳥取扱制限令と烏商売人

享保十年(一七二五)の岡鳥・水鳥問屋の成立までには、いくつかの画期が存在したが、ここでは第一の画期ともいうべき享保三年の動向を検討してみたい。

覚

一 御拳場并御留場鳥殺生御制禁之儀依致中絶候、鳥無之、御用に難立三付、今年より子年迄、三ヶ年之内左之通被 仰出候事

一 鶴白鳥菱喰雁鴨なま鳥塩鳥ともに、三ヶ年之内は献上候義無用に可仕候、此外之鳥上ケ来候ハ、くるしからざる事、但、初鶴初菱喰ハ献上可仕候事

一 鶴白鳥菱喰雁鴨なま鳥塩鳥、三ヶ年之内ハ音物并振廻之料理に遣ひ候事無用ニ候、此外之鳥ハ音物料理等にも

遣ひくるしからず候、雁鴨為養生、給料に相用ひ候義は、勝手次第之事

一 於江戸鳥商売仕候義、三ヶ年之内ハ町中に鳥問屋十人相極、雁鴨ハ不及言、小鳥飼鳥ニ至迄、右之者之外にてハ鳥商売仕間敷候、且又相極十人之者より御鳥見判鑑を申受、十人之者添判いたし、鳥差越候者方え渡置、鳥數之儀は其在々の名主より證文相添可申候、右判鑑并証文無之鳥、一切商売仕間敷候事

但、御鳥見并野廻り之者共も、鳥を持出候者ニ出合候ハ、相改、若判鑑持不用者有之候ハ、留置、可遂吟味候事

一 近国知行所より鳥取寄候面々ハ、御鳥見組頭判鑑に手前之添判いたし、取寄可申候事

右之趣堅可相守候、以上

(享保三年
七月)

右の諸鳥取扱制限令ともいべき史料からは、放鷹制の再興間もない段階での、鳥類の献上や贈答・振舞いの制限、取り引き面での不正防止策としての判鑑発行、鳥問屋一〇軒以外を営業停止とする措置などが明らかである。三か年間の時限的な措置とはいえ、鳥商売人はそれまでと明らかに異なる状況下に置かれたといえる。ことに大半のものを営業停止とする措置は重大である。鳥商売を行う権利とは、権力の前にそれほど脆弱であったのだろうか。当時の存在形態を踏まえた検討が必要といえる（後述）。

しかし、一〇軒のものは継続して鳥商売を認められており、右は一〇軒を残した単純な排除ではなく、特定のものに一定の特権を付与したことに同意である。

存続を認められた鳥問屋の性格・機能をさらに検討したいが、右の史料を鳥問屋との関係で理解を深めるには、その翌日である享保三年七月二十四日に出された次の書付⁸⁾への注目が不可欠である。なお、書付は御鷹御用を勤めた若

年寄大久保佐渡守常春から町奉行大岡忠相へ手渡されたものである。

① 折上 町奉行

御鷹餌鳥上ヶ候者

上総屋源右衛門

本屋治兵衛

美濃屋彦四郎

福島屋吉右衛門

甲州屋五郎右衛門

笹屋平兵衛

赤塚屋平八郎

右之者共、今度相極候鳥商売拾人之者之内江式三人宛附添、札何枚ニ而も望次第請取之、餌鳥無滞様ニ可相渡旨

可申付候、尤札老人ニ何枚宛相渡候哉、其段拾人之者之内より書付、町奉行江可差出候、以上

享保三戌年七月

② 折上 町奉行江

室町二丁目小右衛門店

瀬戸物町善左衛門店

七左衛門

甚兵衛

本小田原町二丁目八左衛門店

同所三郎兵衛店

七兵衛

孫兵衛

長浜町一丁目長左衛門店

安針町家主

喜兵衛

久次郎

同所万右衛門店

通二丁目六兵衛店

吉兵衛

伊兵衛

將軍の鷹狩と江戸の鳥問屋

通新石町甚右衛門店
仁兵衛
須田町二丁目次右衛門店
清兵衛

右拾人之者共ニ鳥商売可申付候、札之儀ハ人々願之數町奉行所ニ而相極、御鳥見組頭江可申聞候、且又御鷹之餌鳥上ケ候七人之者ハ、右拾人之内江式三人宛附添、札請取答ニ候、御賄頭可申合候、以上

享保三戌年七月

右式通之御書付、戌七月廿五日大久保佐渡守殿より大岡越前守四ツ時登城候様ニと昨日被仰下候に付、評定所より致登城候処、御渡被成候写、坪内能登守・中山出雲守江相廻候

右の二点の書付からは、前述の鳥問屋一〇軒の名前なども具体的に判明するが、また、「御鷹餌鳥上ケ候者」という七名の名前も書き上げられている。この七人は「御鷹餌鳥上ケ候者」という表現からも明らかのように幕府が所持する御鷹の餌鳥の請負人であり、屋号の存在からは、彼らが町方の商人であったことも明らかである。享保元年の放鷹制の再興以降、御鷹の餌鳥は幕府の役人である「公儀餌差」がその捕獲にあたってきたが、ここに町方の餌鳥請負人と公儀餌差が並立することになったわけである。公儀餌差の餌鳥確保を補完する役割が、町方の餌鳥請負人に与えられたと見てよからうか。

そして、この餌鳥請負人と鳥問屋とは、餌鳥請負人七名が鳥問屋一〇軒のものへ二・三人ずつ付属するというように、餌鳥請負人が鳥問屋の指揮下に置かれた。また、鳥問屋から餌鳥請負人に「札」を希望の数だけ与えることが記されているが、この札は餌鳥捕獲のための鑑札であり、希望の数だけ入手した餌鳥請負人は、これを町在の餌差（「殺生人」「鳥取」等とも見える）に与えた。この札はのちにいうところの餌鳥札であり、希望の数とは、餌鳥請負人が関係を取り結ぶ餌差の人数を指している。一〇軒の鳥問屋は、先に確認したように商売鳥の移入証明となる判鑑の発

行に関わったが、同時にこの餌鳥札の発行にも関係したのである。そして、以上の点からは鷹部屋―鳥問屋―餌鳥請負人―餌差という流れで指示や餌鳥調達がなされたことも確認できるのである。

また、鳥問屋一〇軒の確定から日をおかずに餌鳥請負人が任命され、両者が相互に関わる餌鳥調達システムが示されている点からは、右のような関係や機能があらかじめ計画された上で鳥問屋と餌鳥請負人が創設されたことも間違いない。

なお、餌鳥は生餌であり、餌鳥請負人のそもそもの職業は、仕事の内容から勘案して、鳥商売であった可能性が極めて高い。つまり、幕府は、享保三年、三か年間の時間を区切り、鳥商売人を一〇軒に限り、他を営業停止としたが、営業停止とした者のうちから七人を餌鳥請負人に任じ、幕府御用のなかに取り込んだものとみてよからう。町在の餌差が捕獲した餌鳥を取りまとめて必要量を幕府へ納めるという、集荷取り次ぎ機能は彼らの前職である鳥商売機能と同質であったわけである。また、町方のものによる餌鳥請負は、享保の放鷹制の再興後、はじめて導入されたものであり、以後、江戸の鳥問屋は餌鳥請負と無関係ではいられなくなる（詳細は後述）。

以上、本節では鷹狩の再興に伴う諸鳥取扱制限令との関わりで、鳥商売人がいかなる状況に置かれていたものか検討してきた。時限的な措置といえ、鳥商売人を問屋一〇軒のみとする措置、餌鳥請負人の設定、鳥問屋の餌鳥確保への関わりなど、いずれもこれまで指摘されなかつた点である。また、後に見られる基本系がいずれもここに始まることからこの画期のもつ意味は大きい。

(2) 諸鳥取扱制限と「御鷹之鳥」の下賜儀礼

右の享保三年の措置は極めて大きな変革であったが、前述の通り三か年間の時限的な措置であった。よって、問題

はその後の展開のあり方といえる。次に(1)献上品・振舞いの品としての鳥類の扱い、(2)その後の餌鳥確保のあり方、(3)鳥問屋、鳥商売の動向について検討していきたい。

まず、時限的な措置期間が切れる享保五年に幕府から出された次の史料を確認したい。

覚

一 去々年より当年中、鶴白鳥菱喰雁鴨献上、且又音物ニ仕間敷由相達候得共、鶴は自今も相用ひ申間敷候、白鳥

菱喰雁鴨ハ当冬より献上并音物ニ可仕候、左候へは、献上はニツ宛、音物には或ニツ或壱ツ可為勝手次第候

但、前々より右之鳥壱ツ献上候分ハ、尤其通ニ可相心得候

一 鶴白鳥菱喰雁鴨振舞之料理ニ出し候義は、去々年触候通ニ相心得、重て相達候迄は可為無用候事

一 只今迄ハ鳥屋拾軒にて候、向後は鳥屋先規之通可為勝手次第候、若御停止之場所より出し候鳥など商売仕候

ハ、鳥屋取上ケ可申事

但、田舎より鳥取よせ候判鑑札も、武家方町方共ニ御鳥見組頭方え可相返候事

以上

(享保五年
四月)

享保五年四月に発せられた右の史料によれば、鳥商売を鳥問屋一〇軒としてきた制限が解除され、第三条の「向後は鳥屋先規之通可為勝手次第候」という指示により、鳥商売を希望するものは自由に参入し、取り引きを行なう形が復活した。また、それにもない、荷元に貸与されていた判鑑は回収され、鳥移出に伴う手続きも旧来に復した。鳥商売は一応享保三年の法令発布以前の状況に戻ったと見てよからう。

いっぽう、献上・贈答では、鶴・白鳥・菱喰・雁・鴨の利用が、三か年間にわたり禁止されてきたが、この年鶴を

除く白鳥・菱喰・雁・鴨が解禁となった。しかし、振舞いの宴席では引続き鶴・白鳥・菱喰・雁・鴨を出すことが停止とされた。この規定がさらに緩和されるのは「向後押立候振廻ニ、十月より三月迄ハ、出候儀不苦候」との触れが出た寛保元年（一七四二）九月のことである。¹³ こうした捕獲禁止・利用制限は、鳥類の減少を理由とするが、問題は減少状況を回復しなければならぬ理由と、鶴・白鳥・菱喰・雁・鴨などが優先される理由である。これらは鷹狩再興の意義にも関わる大きな問題であるに違いない。しかし、従来指摘されてきた治安の問題や民情視察、武芸の鍛錬などといった鷹狩の理由からは、右の動向を十分に説明できない。

よって、ここでは放鷹制の復活が、「御鷹之鳥」の下賜儀礼の復活をも意味し、下賜の有無や、下賜される鳥の種類が大名の家格などによって確定していたことを想起したい。¹⁴ 当時、下賜される鳥は大名家の家格を象徴するものとなり、また、「御鷹之鳥」下賜儀礼の再興にともない鳥にも序列が発生したと言い得る状況が確かに生じていたのである。利用される鳥類は時代によっても異なるが、鶴・雁・菱喰・雲雀などが重用され、鶴は最も格が高い鳥として扱われた。將軍はこれらの鳥を必要数だけ円滑に調達することが求められたわけである。このため江戸近郊で諸大名が鷹狩を行なう場合には、鶴・白鳥・菱喰などはもちろんのこと、鴨・雁なども必ずしも自由に捕獲できる状況ではなかった。¹⁵

こうした状況を加味して、享保三年、五年の措置を検討するならば、幕府が期間を区切って鳥類ごとに捕獲・利用を制限している状況からみて、その狙いは鳥を介した幕藩間における礼的秩序を再構築するための周知・準備期間としての意味があったとすべきであろう。鳥商売人の軒数制限などもこれに関わっているわけである。

ただし、「徳川実紀」を確認するならば、享保三・四年などにも將軍吉宗は頻繁に鷹狩を行い、度々鶴などを捕らえている。また、その鶴を大名や朝廷へ贈ることや振舞いの場の設定なども確認できる。鳥類の序列、そしてそれに

照応する捕獲規制のあり方が將軍を頂点に編成されていたことをここに指摘できるのである。

ところで、鳥にこうした政治的社会的機能を發揮するものとしての性格を付与し、幕藩・幕朝関係のなかに位置づけた場合、鳥の不正な流通は厳に取り締まられねばならないことであつた。幕府が商売鳥・餌鳥を問わず江戸に入ってくる鳥を判鑑の発行などを通じて一元的に掌握することを指向したのもこのためといえる。史料的には「盗鳥」の取締りなどといった表現が採られることが少なくない。そもそも盗鳥の意味するところが問題であるが、史料には「在々所々御留場にて致盗鳥候もの有之」⁽¹⁶⁾などという形で記されており、その意は將軍の鷹場、あるいは幕府が捕獲を禁じた鳥を捕ることを指すことが明らかである。したがって、盗鳥には將軍の權威を侵す行為としての意があつたことを了解しなければならぬ。盗鳥が江戸に持ち込まれ、売買され、諸人の食卓に上れば、各段階で將軍の威を傷つけ、延いては幕藩間の礼的秩序の維持装置の一つである「御鷹之鳥」の下賜という儀礼行為そのものを骨抜きにすることににもなるのである。⁽¹⁷⁾鳥問屋の盗鳥取締りへの参加は、当時の鳥がおかれた政治社会的な状況を鋭く反映してゐたといえる。

(3) 餌鳥請負人制の存続

ところで、公儀餌差の補完を目的に設定されたと見られる餌鳥請負人は、享保五年、鳥屋の軒数規制が解除され、鳥類の取り扱いが緩和されるなかで、どのように処置されたのであろうか。当時の餌鳥請負人の機能や性格の一端を明らかにしながら検討しておきたい。

覚

新兵衛

此者儀、昨廿一日呼出、只今迄御鷹餌鳥御用相勤候七人之者ハ相止、右七人之者共勤候直段之通ニ而、常御用・野先御用共と向後可相勤候、先達而相願候常渡上り屋敷式ヶ所茂御用相勤候内拜借被仰付候、餌鳥代金之儀者、三十日切ニ可被下置候間、御用無滞様ニ入念可相勤旨、并向後御鷹匠頭致支配候管ニ候段茂申渡候處難有奉存候、常御用・野先御用ともニ少茂無御手支、急度可相勤旨申之候

浅草御蔵前片町
源右衛門

新右衛門町
次兵衛

小石川金剛寺坂
平兵衛

小石川上富坂町
吉右衛門

平川町三丁目
五郎左衛門

上榎町
安兵衛

南八町堀三丁目
彦四郎

此者共儀も呼出、餌鳥御用今度相改新兵衛ニ被仰付候、右新兵衛御用請取相勤候上ハ、只今迄之通餌鳥御用無滞手支様ニ急度可相勤候、右之通申渡候段御賄所江も罷越可相届旨申渡候處、畏候旨七人之者共申之候、以上

享保五年十月廿二日

右守十月廿二日、大久保佐渡守殿江上候扣

右は享保三年に任命された七人の餌鳥請負人を更迭し、後任を新兵衛に決定したことを町奉行所より御鷹掛の若年寄大久保佐渡守へ上申した享保五年十月の史料である。⁽¹⁸⁾交代理由は必ずしも明瞭ではないが、「餌鳥屋共御用差支勤方不宜候」というように、御用の差し支えにあった。また、跡請負人の決定に際しては、「鳥問屋同仲買之内、其外⁽¹⁹⁾

ニ茂身元宜敷御用実躰ニ可相勤者」を対象として、餌鳥請負人の募集があつたといふ。⁽²⁰⁾この結果として新兵衛が、選出されたわけである（享保六年九月には、新兵衛の死去に伴い悴五郎左衛門が跡を継いでいる）。

まず、右から最初に指摘しておきたい点は、享保五年四月、鳥問屋の軒数制限が解除され、鳥商売への参入は自由となつたが、町方餌鳥請負人制は廃止されずに存続している点である。

しかも、右の請負人の新規募集では、鳥問屋・仲買を候補者として一応念頭に置くものの、それ以外にも対象を広げており、生鳥取扱いに関する技能を必ずしも不可欠な条件とはしていない。これは餌鳥請負の仕事がシステム化し、請負人自らが技能を有することなく御用遂行が可能な段階に至つたことを示すものであろう。結果的には鳥商売人の採用が多いと考えられるが、右のような幕府の公募基準からは、町方請負人による餌鳥の上納体制が餌鳥確保の上でも不可欠なものとなり始めたことを物語るといえる。餌鳥請負を支援するための拝領屋敷の貸与がこの時から始まることも傍証となる。

また、史料からは、餌鳥請負人の御用が「常御用」と「野先御用」という二つの御用からなつていたことも確認できる。常御用とは、餌鳥を幕府の鷹部屋へ納める御用であり、野先御用は野先での鷹の調教の折に、その出先に餌鳥を供給するものである。野先御用の場合には、運送のための人足代なども餌鳥請負人が負担しており、餌鳥供給全体における請負人の位置は次第に高まりつつあつたといえる。

そして、享保七年十月には並立してきた公儀餌差が廃止され、町方の餌鳥請負人に全面的に依拠する体制が成立するのである。

(4) 公儀餌差の廃止と餌鳥請負人制

ここでは、公儀餌差の廃止と、それに伴う町方餌鳥請負人制の動向について検討しておきたい。なお、餌鳥請負の検討に比重が置かれ、江戸の鳥問屋を検討対象とした当初の目的から外れているとの感もあろうが、岡鳥・水鳥問屋は、まさに餌鳥請負人制の動向との関わりで成立するため、いましばらく餌鳥請負人についての検討を進めたい。

公儀餌差は周知のように享保七年（一七三二）に役職そのものが廃止となり、餌鳥の調達は町方の請負人に一元化する。従来は町方餌鳥請負人の成立をこの段階に求める論稿が一般的であったが、これが誤りであることは既に明らかであり、享保三年には公儀餌差と町方餌鳥請負人が並立する形となり、享保五年頃には町方餌鳥請負人が主要な存在として受け入れられたわけである。

こうした経緯から、公儀餌差の廃止要因は、すでに享保三年段階に発生していたと考えられる。その原因には餌差の不正や、餌鳥の安定的供給、餌鳥値段などの問題が絡んでいたと見られるが、なかでも餌差の不正（村人への嬰慮の強制、鳥類の不正捕獲など）は、盗鳥の問題と同様、將軍を頂点とする鷹をめぐる諸儀礼そのものの存続を否定し兼ねないものであり、不正を犯した本人の処罰で、ことが済む性格のものではなかった。もちろん、不正行為から大名・村方に反発の意識が惹起するならば、礼的秩序の構築はもちろんのこと、將軍の權威そのものに傷が付くことになる。そのため大名屋敷での餌鳥捕獲時の留意事項を示した享保五年十月の覚書のなかにも「惣て猥成儀、或權威かましき様子も候ハ、無遠慮早々御鷹匠頭迄可被申届候事」と、不正行為を行うものや權威を嵩にするものの取締りに注意を払っている。また、翌年九月には餌差の活動範囲を関八州に限定して、これを越えることがあれば「召捕」⁽²³⁾えることを指示している。地域を限定することにより、餌差の村々に対するねだりや不正が際限無く広がることを阻止したものと考えることもできるのである。

また、公儀餌差の不正に関わって注意すべきは、偽餌差発生の問題である。偽餌差が相当数発生していたことは、頻繁に見られる取締りなどの存在からも確認できる。不正の内容は、前述のごとく村人への響応の強制や、不正な鳥類捕獲などであったが、重要な点は、そうした不正を可能にする何かを餌差達が有していた点である。そして、その根源とは將軍が所持する鷹の餌鳥を確保するという仕事の内容に発していると見て間違いない。いふなれば將軍の權威を利用して偽餌差が発生したわけである。

したがって、それは盗鳥の場合と同様に將軍の權威を傷つけ、鷹をめぐる礼的秩序の構築を意図する幕府にとって障害になっていた。しかも、餌差を幕府役人が勤める状況では取締りも難しく、抜本的な対応が求められたのである。享保七年、公儀餌差が廃止され、町方の餌鳥請負人が全面的に餌鳥を確保する体制は、こうした状況から導入されたと考えられるのである。

なお、鷹は江戸の大名屋敷でも飼われており、そこでも餌鳥調達が必要であったが、町方餌鳥請負人の成立に伴い、各藩が独自の餌鳥捕獲のシステムを構築することは基本的に認められず、必要とする餌鳥はすべて町方餌鳥請負人が供給することになった。⁽²⁵⁾つまり、餌鳥請負人は江戸の領主層共有の存在としての性格も有したのである。公儀餌差の活動が幕府の餌鳥確保に限定されたことを考えると、餌鳥請負人は単なる公儀餌差の代替ではなく、一面ではその機能をはるかに凌駕する存在であったわけである。そして、餌鳥請負人に餌鳥供給を一元化する右の措置も、盗鳥や餌差による不正の防止に発していたことは間違いない。

ところで、享保七年の餌鳥請負人制の導入には、先に示したように財政的な問題とも関係して安価な値段で安定的に調達することが問題となっていたと考えられる。この点に関わり二・三の点について付記しておきたい。

一つは餌鳥調達を町方の請負人へ一元化するに際して、請負人を新規に公募したことに関連する。公募理由は享保

五年以来、一人で餌鳥請負人を勤めた新兵衛と悴五郎左衛門による餌鳥価格が高値であることによる。公募に際して幕府が示した請負条件は、当座の資金二〇〇両の前貸、餌鳥代金の前渡し（二ヶ月毎）、屋敷地二箇所の貸与（二箇所は役地）、また、餌鳥札（焼印札）三〇〇枚の貸与であった。⁽²⁶⁾

入札参加者は多数あり、吟味の上、金一両に雀三八〇羽を条件とした新右衛門町太兵衛店次兵衛、小石川富坂新町家主平兵衛、同所下富坂町家主利右衛門、同町家主三郎兵衛、同町七郎右衛門店半九郎、同町六郎兵衛店佐兵衛、同町家主清兵衛と、従来勤めてきた五郎左衛門の合計八人が採用となった。⁽²⁷⁾ なお、当該期、餌鳥は請負人から直接幕府の鷹部屋に納める形、すなわち、殺生人（餌差）―餌鳥請負人―鷹部屋という上納形態に変更されていたと見られる（変更となった年次は不明）。

しかし、翌享保八年、右の八人のものは御用を勤め兼ねることを理由に、種々の願いを申し立てることが頻繁となつたため、幕府はもう一組請負人グループを結成し、競争の論理の導入によつて、不満を押し込めようとした。この時採用されたものを新請負人（浅草阿部川町家主七兵衛、同所同町家主清兵衛、同所幸町西光寺門前久兵衛）と呼び、先の八人を古請負人と呼ぶ。⁽²⁸⁾

ところが、同年五月には、古請負人のうち五郎左衛門・次兵衛・平兵衛が勤め兼ねることを理由に種々不埒なことを願ひ上げ、牢舎に処され、請負から外された。この後もこうした処罰は頻繁に見られ、⁽²⁹⁾ 必ずしも餌鳥請負人が安定していたわけでない。

そこで、当時の餌鳥調達数を確認するならば、享保八年次に幕府は、年間の餌鳥代金として金一八二〇両を予定している。⁽³⁰⁾ 一両につき雀二五〇羽の割合で計算すれば、年間に買い上げられる雀の数は四五万五〇〇〇羽であり、一ヶ月では三万八〇〇〇羽、一日当りは一二六三羽である。餌鳥鑑札は三〇〇枚であるから、一人の餌差が一月間に一二

六羽余の鳥を納めることになる。これが通年のこととしてあるため、円滑な運営には極めて大きな労力を必要としたことは間違いない。享保九年正月には新請負人の七兵衛・清兵衛・久兵衛が「御用差支」から罷免となり、三月に小石川仲町家主重右衛門、浅草八軒町半右衛門店源右衛門が替りに採用となった。また、四月には古請負人に品川宿又七が加わり、十月には新請負人重右衛門・源右衛門の願いによって本両替町伝五郎店伊兵衛、瀬戸物町家主太兵衛が相仕として加わっている。⁽³¹⁾このように「御用差支」者の罷免が続くが、それは良好とはいえぬ請負条件と、その改善要求の結果であつたとみられる。多くが鳥商売人出身と見られる請負人は、鳥商売への規制が強まるなかで、積極的に餌鳥請負に関つていったといえよう。そして、こうした動向のなかで、岡鳥・水鳥問屋も成立したと考えられるのである。

本章での検討から鷹狩の再興に伴う江戸の鳥商売をめぐる動向、また、野鳥をめぐる動向の一端が明らかになってきた。時限的なものではあるが、江戸の鳥商売を鳥問屋一〇軒のみとする処置、鳥商売人を町方餌鳥請負人とする措置、鳥類の捕獲・利用制限など江戸で鳥類取引を行うものには大きな制限のもとに置かれた。享保三・五・七年と、そのあり方に変化が見られるものの、將軍權威を誇示する装置として再興された鷹をめぐる諸儀礼を確立させるため、その規制は一貫して厳しいものであつたといえる。鳥商売や野鳥の社会的政治的な位置は大きく改変され、新しい体制の中で次第に整備されていった。盗鳥・偽餌差・餌差の不正などの問題は、そうしたなかで解決すべき当然の問題として浮かび上がったといえる。そして、餌鳥請負制は請負人の積極的な働きかけもあり、さらに整備が進められ、岡鳥・水鳥問屋を成立させることになるのである。この点については章を改め検討して行きたい。

二 岡鳥問屋・水鳥問屋の組織化とその意義

町方餌鳥請負人への餌鳥業務の一元化と、そのもとでの請負人の積極的な業務改善要求により、享保十年（二七二五）に岡鳥問屋、水鳥問屋が成立するという見通しを前章で指摘した。あらかじめ同年の改変の主要な点を挙げるならば、(1)江戸における鳥商売人が、水鳥問屋と岡鳥問屋に大きく二分されたこと、(2)その軒数が水鳥問屋六軒、岡鳥問屋八軒に限られ、他の仲買・小売・脇売などは廃業に至ったこと、(3)岡鳥問屋八軒には餌鳥請負人八人が任用されたことなどである。⁽³²⁾ いずれも江戸における鳥類の流通システムという点ではもちろんのこと、幕府の対応、餌鳥確保などの面でも注目すべき点が多い。

以下では、岡鳥問屋・水鳥問屋それぞれについて、その成立と機能について明らかにしたい。その際留意したい点は餌鳥請負人への岡鳥商い機能の付与（＝岡鳥問屋の成立）にともない、関連する他の組織・集団へ問題を投げかけ、その安定化・秩序化の過程が排除と序列化の過程として認められる点である。こうした問題は曖昧な推測ではなく、具体的な事実のなかで検討されねばならないであろう。

なお、ここでいう岡鳥とは、水鳥に対する岡鳥（＝陸鳥）であり、具体的には雉子・雲雀・鶉・鳩・鳩・雀・駒鳥・鶯・四十雀など、その種類は極めて多い。用途は食用、鑑賞用、鷹の餌鳥など多岐にわたる。水鳥は水辺の鳥であることはもちろんであるが、その多くは渡り鳥であり、季節が限定される。これらは「冬鳥」と称されることも多く、雁・鴨・菱喰・鶉・鶴・白鳥などのように狩猟の対象となるものが少なくない。

(1) 御鷹の餌鳥請負と岡鳥・水鳥問屋の成立

ここでは、岡鳥問屋と水鳥問屋への分割状況について簡単に触れ、そのうえで成立理由について大まかな考えを示しておきたい。

在々所々御留場にて致盗鳥候もの有之、江戸表え差出、猥に致商売候ニ付、今度水鳥問屋六人、岡鳥問屋八人、別紙之通相極、其外ハ中買を初、脇店小売之者共迄、一切鳥商売停止候間、急度可相守候、然上は町々名主、家主共逐吟味、書面外之者、鳥商売堅く為仕間敷候

右之鳥問屋共方より致吟味候筈ニ申付候條、其旨可相心得候、外より後日ニ相知候共、当人は勿論、其所之家主、五人組、名主迄急度可申付候、以上

巳正月 (後略)

右は、享保十年正月十九日、江戸での鳥商売人を水鳥問屋六軒、岡鳥問屋八軒に限り、仲買・小売・脇売などをすべて営業停止とすることを町中に示したものであるが、同時に町方へは、不法な鳥商売の取締りが指示され、見逃した場合は町方役人などの責任問題となることが明記される。また、違反防止のために鳥問屋による取り調べも並行して行うことなど、不正摘発を厳重に行うことが強調されている。享保五年以降自由参入が認めれ、勝手次第とされてきた鳥商売は、ここに全く新しい段階を迎えたといえよう。

もちろん、鳥商売を水鳥問屋六軒、岡鳥問屋八軒に限るといふ決定の、実行の度合が問題となるが、同日付けの町年寄奈良屋から町々名主への申渡では、「水鳥岡鳥問屋拾四人え被仰付候ニ付、唯今迄鳥商売仕候者持居候鳥、今日より日数五日之内ニ為売払、以来鳥商売為仕間敷旨被申渡候」と、廃業となる鳥商売人の手元にある鳥は、この正月十九日より五日間という極めて短期間のうちに売り払い、以後の鳥商売を禁じている。当時、対象となる鳥商売人が

どれほどいたものか不明であるが、両問屋以外を廃業とする措置は、町名主を通じて、早急に、また確実に実行され、江戸の鳥商売を極めて少数の鳥問屋が独占する体制が出現したのである。

導入理由については、餌鳥請負人八人すべてを岡鳥問屋に任命し、他を全く加入させていない点にまず注目したい。この餌鳥請負人に岡鳥問屋を兼職させる状態は、その後も基本的に変わることはない。ここからは岡鳥問屋の設定が町方餌鳥請負人に対する方策としてはじまったことを示唆させる。この理由を明確に示す史料は確認できないが、餌鳥請負人が独占して岡鳥商売を兼ねることにより、収入の機会が多様化し経営の安定化に繋がったことは間違いない。

また、餌鳥請負人が水鳥ではなく、岡鳥を扱う点からは、この措置が餌鳥確保の問題と密接に関連していると見てよからう。すなわち、餌鳥が不足した場合は、商売用の岡鳥の利用やそこでの集荷システムの利用も可能となるわけであり、⁽³⁵⁾餌鳥請負機能の強化に繋がったと考えられるのである。さらに、岡鳥全体を掌握し、盗鳥などの不正行為を取締まることも期待されたと思われる。

以上のような位置を得ることにより、餌鳥請負人(岡鳥問屋)は岡鳥および岡鳥関係の組織に対して、優越的で支配的な立場を築くことが可能になった。彼らの政治的社会的地位、その権限は極めて大きなものになったといえる。

これに対して水鳥問屋は、鳥商売人がそれまで持っていた岡鳥の取り扱い権限を奪われる形で成立した問屋であり、取引商品が水鳥のみに限定されることに何らメリットはない。こうした点からも鳥問屋の二分割は、第一に餌鳥請負人対策として創出された可能性が高いが、水鳥問屋は、単に岡鳥を扱えなくなった従来通りの鳥問屋という性格のものではなかった。この点については後述したい。

また、両問屋の成立が餌鳥請負や盗鳥問題に発している点に留意するならば、そもその発端が放鷹制の再興にあることはいうまでもない。放鷹制に伴う御鷹の餌鳥の調達があり方などが、鳥商売人の存在を規定していたといえる。

それは排除と特権が、さらに強化されることと同意ではなからうか。

(2) 岡鳥問屋の成立と飼鳥屋

ここでは両鳥問屋の機能・役割が確立する過程で諸集団との関係がどのように位置付けられていくのか、新規の集団の成立に伴うその影響を具体的に検討し、改革の意義と影響の質を明らかにしてみたい。対象とする集団には、愛玩用の小鳥を扱った飼鳥屋を取り上げたい。

町中惣名主中江申渡

飼鳥商売之儀只今迄之通先商売不苦候段先達而申渡候得共、飼鳥茂岡鳥之内ニ候間、岡鳥問屋八人之者計引請候事ニ候、依之只今迄之通飼鳥屋共上方并在々より直荷引請候儀不罷成候、岡鳥問屋共より買請候而商売致候儀者勝手次第之事ニ候間、此段支配之飼鳥屋江急度可申渡候、且又唯今飼鳥屋共致所持候飼鳥之品書・員数書致し差出候様ニ是又可申渡候、尤支配内ニ飼鳥屋無之候ハ、其断月行事可申出候

享保十巳年正月

町奉行所から町々惣名主への右の申渡は、⁽³⁶⁾飼鳥屋の直荷引請を禁止し、岡鳥問屋八人が飼鳥を荷受けし、それを飼鳥屋へ売り付ける形へ移行することを指示したものである。従来、飼鳥屋は商売用の飼鳥を上方や近在の国々から取り寄せていたが、飼鳥も岡鳥であるとの考えから、右の措置になったものである。

ところで、こうした措置は、文頭に「飼鳥商売之儀只今迄之通先商売不苦候段先達而申渡候得共」と見えるように、当初より用意されたものではなく、急遽改められたものであった。変更は岡鳥問屋が自己の権益を確固たるものとするために、主体的に飼鳥屋の位置付けに関わった結果といえる。史料に見える「飼鳥茂岡鳥之内ニ候」とは、岡鳥問

屋自らが幕府へ訴えた言い分と見てよからう。成立したばかりの岡鳥問屋が、すぐさま自己主張を始めたこと
もできるが、こうした素早い対処からは、岡鳥問屋の成立そのものへの餌鳥請負人の深い関わりを感じさせずには置
かない。餌鳥請負人による幕府への働きかけが、岡鳥・水鳥両問屋の成立をもたらした可能性が極めて高いのである。
しかも、右の措置は、飼鳥商人との合意の上での実施ではなかったために、事が公示された後に争論を引き起こす
ことになった。岡鳥問屋の仲買・小売的な位置に置かれるという状況に、飼鳥商人は扱う鳥が食用ではなく、愛玩用
のいわゆるペットであることを主張し、あくまで独立した位置を確保しようとするのであった。訴訟時の次の史料の
分析を通じて、岡鳥問屋成立前後における餌鳥屋の存在形態をさらに具体的に示したい。

享保十巳年二月廿七日御内寄合ニ而大岡越前守様飼鳥屋共江被仰渡之覚

一

須田町式丁目家主 治右衛門

下富坂町六郎兵衛店 勘兵衛

須田町老丁目六右衛門店 七郎兵衛

山下町久兵衛店 平兵衛

右四人者京都・大坂・奈良郡山より左之小鳥共直受致来候間、唯今迄之通直引受、岡鳥問屋八人より改を請商
売仕候様被仰渡候

右小鳥

一、三光鴛引鳥

一、三光鴛

一、奈良下鴛

一、芳野こま鳥

一、嶋こま

一、野こま

- 一、小つはめ
- 一、三山ほう白

此外唐鳥類

神田旅籠町小右衛門店五郎兵衛

右者唯今迄日光・秩父より飼小鳥直荷物引受来り候間、唯今迄之通直引受度願申出候得共、此儀者願之通二者難被仰付候間、岡鳥問屋八人之者共方より買受、直荷者一切引受間敷旨被仰渡候

神田隅町喜兵衛店吉右衛門

右者駿州・信州より鶉直荷物引受来り候間、唯今迄之通仕度段相願候得共、直荷者引受申間敷段前書之通被仰渡候

- 一 鷹屋

上富坂町家守庄右衛門

同町家守伊兵衛

中富坂町家守金兵衛

- 一 鶏屋

桜田伏見町庄八店十三郎

加賀町左兵衛店三太夫

同町半七店半左衛門

右直荷請申間敷候段前書之通り被仰渡候

- 一 中富坂町家主金兵衛

外四拾三人

右之者共者、唯今迄も直荷引受不申、御当地飼鳥屋共方ニ而買請致商売候由、此以後も弥直荷引受不申、御当地

岡鳥問屋共方ニ而買請致商売候儀勝手次第被仰渡候

享保十年

巳二月廿七日

右之通落着相濟候段、享保十巳年三月朔日奈良屋御役所より岡鳥問屋八人江被仰渡候事

右は、飼鳥屋からの訴えに町奉行所が裁決を行い、その結果を町年寄奈良屋が岡鳥問屋へ伝えたものである。⁽³⁷⁾結果は独立を貫こうとする飼鳥屋の主張が退けられ、飼鳥屋を自分の管理下に置こうとする岡鳥問屋の要求が採用されている。

右から飼鳥屋の存在形態を確認するならば、当時、飼鳥屋は、産地から仕入れも行うものと、それを買ひ請けて商売を行なうものという二つの業態からなっていた。産地から直荷引受を行なう飼鳥屋は、京・大坂・奈良方面から仕入れを行なう四人、日光・秩父方面から仕入れを行なうもの一人、駿州・信州から鶉を仕入れるもの一人、そして鷹を仕入れるもの三人、鶉を仕入れるもの三人であった。いっぽう、自ら仕入れを行わず、右の飼鳥屋から買ひ付けて商売するものが四人であった。全体では五六軒である。⁽³⁸⁾

右からは飼鳥屋が岡鳥問屋成立以前、独自の集荷システムを有し、飼鳥を取り寄せることが可能な状態にあったといえる。しかも、それぞれが産地を異にしており、各自が独自に集荷システムを構築していた。江戸に入荷した品物は、仕入れを行った一二軒から、小売を行う四四軒のものへと売却されたわけであり、江戸内での流通システムも構築されていたわけである。この段階で飼鳥業のものが同業者組織としてどれほど結集し、また、そのもとで問屋・仲買・小売といった系列的な流通機構をどれほど発達させていたものか明らかではないが、問屋的機能を有する飼鳥屋と、そこから仕入れて商売を行なう小売のものがたしかに存在し、独自の流通機構を有していたのである。また、飼鳥屋が流通面で岡鳥・水鳥問屋につながるような鳥屋でなかったことも明らかである。

しかし、享保十年の改変によりこうした独自性の維持は不可能となった。京・大坂・奈良方面から仕入れを行った四軒は、仕入れる鳥が関東には見えないため仕入れを認められるが、入荷時には岡鳥問屋の改めを必要とした。また、これ以外の産地からの仕入れは、全く許可されず、岡鳥問屋からの仕入れを指示された。この結果、飼鳥屋の間屋的機能は大きく制限され、その大半が岡鳥問屋の小売業的な位置におとしめられたのである。問屋的機能の喪失については、飼鳥屋から鳥を仕入れてきた小売四軒に、以後すべて岡鳥問屋での仕入れを命じたことから明らかである。

そして、実際の流通では、関東での商売用の岡鳥捕獲は、餌差にのみ認められた権利であり、彼らによつて捕獲された鳥は、すべて岡鳥問屋（＝餌鳥請負人）の所へ一端持ち出され、餌鳥となる鳥が除かれ、残りの鳥が飼鳥屋の元へ送られることになったわけである。

このように岡鳥・水鳥問屋の成立は、鳥仲買・小売のものの営業停止に止まらず、その周辺にあつた業種すらも関係付け、小売的、あるいは「支配」⁽⁴⁰⁾下に置くという形で序列化を進めたのである。流通のシステムという枠組を越え、そこでの関係が「支配」と観念されることに、ここでは注意しなければならない。岡鳥問屋の成立に伴う飼鳥屋の機能、社会的な位置付けの変化は、単なる流通上の変化ではなく、まさに身分的な変化をも引き起こしたわけである。また、そうした状況が岡鳥問屋のケースに明らかのように彼らの主体的な働きかけによる面が大きかったことにも留意しなければならない。

両者の具体的な関係が問題となるが、その一端は、岡鳥問屋（餌鳥請負人）が飼鳥屋の不正取締りを町奉行所に求め、それを受けて町奉行が飼鳥問屋に提出させた証文⁽⁴¹⁾などからも判明する。この種の取締りは、元文二年（一七三七）、宝暦四年（一七五四）、同五年、天明七年（一七八七）などに実施されたが、そこでは権利の譲渡や住所名前の変更などを、すべて岡鳥問屋（餌鳥会所）へ連絡することとなつており、人的な管理を岡鳥問屋（餌鳥請負人）が担当したこ

とも明らかである。商品の取り扱いは、産地のものや餌差との直取引が禁止された。また、雀、鳩など御鷹の餌鳥となる鳥の販売も禁じられ、武家方の注文があつても餌鳥請負人が行なうこととされた。飼鳥屋の活動が餌鳥供給との関係で規制されており、通常の活動もこの点との関わりで岡鳥問屋に管理される構図になっている。いうなれば両者の「支配」関係とは、物流という面よりも餌鳥の取り扱いによって媒介されていたのである。それは幕府の放鷹制が生みだした関係であつたわけである。

(3) 水鳥問屋の成立と自立的鳥商売の解体

水鳥問屋は、その取扱い品目から判断すると、鳥商売人がそれまで持っていた岡鳥の取扱い権限を奪われる形で成立した問屋と解することが可能である。しかし、仲間・小売などはすべて廃業となっており、水鳥の集荷と消費者への販売を独占する存在として成立したといふこともできる。その性格は岡鳥問屋の成立のなかで規定されたものといえる。また、水鳥問屋にはそれまで鳥商売人に見られなかつた機能も新規に付与された。本節では、これらについての検討の前提として、水鳥問屋の成立過程を他の業種や当該期の水鳥商売のあり方に留意しながら述べておきたい。

さて、既述のごとく岡鳥問屋八人、水鳥問屋六人は、享保十年（二七二五）正月に決定したが、左の史料⁽⁴²⁾によれば、これに先立ち、前年十二月、幕閣では一旦、水鳥問屋を一八軒（水鳥問屋一七軒と盗鳥取締りに当たる小塚原町小左衛門）とすることを決定していた。しかし、公布直前に「巢鳥問屋」⁽⁴³⁾などから訴えがあり、水鳥問屋を一八軒から六軒へ急速大幅に削減せざるを得なくなつたのである。史料は、巢鳥問屋の訴えと、町奉行による水鳥問屋候補者の再吟味を踏まえ、再度老中へ問屋取り立てを伺つたものである。この時の巢鳥問屋の訴えや当時の鳥商売の状況などの一端が明らかとなる。

覺

旧冬伺相済候水鳥間屋拾七人、旧冬触書差出シ、間屋定之儀可申渡と存候処、拾七人之外、巢鳥間屋共申出候者、今度吟味有之候鳥一式間屋と申候者之内、鳥一式間屋にて無之、中買亦者魚商売茂成兼、致渡世候者、或ハ鳥間屋ニ而候哉、不在者も有之由申出候ニ付、猶又吟味仕候処、前方致鳥間屋候得共、近年不身上ニ付、旅人方江仕入金不罷成、当時鳥荷物不参候者、并在方より直ニ引受不申、他江参候荷物ヲ請取致商売、其上自分居宅者鳥商ひ売場向寄悪敷、隣町之者見世を借り致商売、或者鳥仕入金在方江遺置候処、当年鳥扨底ニ付、致魚漁候間、右仕入金之代り、魚荷物送り遣、右魚者手前ニ而商売不仕、外江遣候由申候得共、仕入金之名前并先達而仕入金遣候節、荷主より證文ニ、魚鳥脇送り一切仕間敷との文言有之候、然上者魚商売之仕入茂仕候義ニ而、鳥一式之間屋ニ而無御座候、依之右紛敷分相除、左之もの共計間屋可申付候

瀬戸物町家主 甚兵衛

同町九右衛門店 喜兵衛

本小田原町一丁目善六店 七兵衛

室町式丁目小右衛門店 七左衛門

長浜町元右衛門店 三郎兵衛

右五人之者鳥一式之間屋ニ而御座候

小塚原町 小左衛門

此者先達而申上候通、盜鳥之手筋存候もの故、弥間屋ニ差加江可申候

合六人

右之通、当時六人ニ而問屋差支候儀御座有間敷候、若人数不足ニ御座候ハ、重而吟味仕、人数相増候様ニ可仕候、旧冬申上候人数より減少仕候間申上置候、以上

正月

大岡越前守

諏訪美濃守

右書付享保十巳年正月十五日大久保佐渡守殿江上ル

折上ニ如此承付 「書面之通鳥問屋六人ニ相極、正月十七日上之可申旨被

仰渡奉畏候、以上

大岡越前守

諏訪美濃守」

美濃守江も正月十七日控遣ス

右において鳥問屋は、公布間近かな水鳥問屋一八軒のうちに、水鳥問屋とは断じ難いものが紛れており、「鳥一式問屋」を採用基準とした幕府の趣旨に反することを主張した。また、史料からは確認できないが、そもそもの主張が自分達の存続にあつたことは間違いない。

いっぽう、町奉行では訴えから「猶又吟味」を実施し、その結果、資金難から仕入れ不能に陥つてゐるもの、仲買的なもの、店舗を他の町に求め営業するものなどを見つけたし、また、魚仕入れの事実なども確認した。これらは新規の水鳥問屋では、いずれも不法行為にあたるため、そのまま指名を強行すると廃業となる鳥商売のものにも説明のつかないものであつた。

しかし、当時の水鳥商売は、その商い鳥の中心が冬鳥であり、通年で同一の営業形態を維持することは不可能であつた。水鳥取引のみに営業形態を特化させることにそもそも無理があつたといえる。経営の多角化こそが安定をもた

らすものであつたと考えられよう。

また、鳥仕入れのつもりが、荷主から魚が送付されるとの記事もみえるが、ここからは魚と鳥を扱う営業形態が、江戸の鳥商売人の発想としてのみ出てきたのではなく、捕獲者の日常の営みと関連することを指摘できる。昔、豊氏も指摘する⁽⁴⁴⁾ように在方の鳥捕り人は、鳥を捕獲する一方で、漁師としても活動していたのであり、江戸の鳥商売人の性格とは、こうした産地の状況にも規定されていたのである。また、商人・武家など消費者が、出入の魚屋へ鳥納入を求めることも広く行われており、鳥と魚を一緒に扱うことを当然視する状況は、消費者側にもあつたわけである。魚を扱うのは、自立的な、そして安定化への方法がそこにあつたからといえる。

しかし、享保十年の水鳥問屋の成立は、これらを商う者達の自立的な発展を止揚することになった。再吟味の結果、水鳥問屋の数は、一八軒から六軒へと大幅に削減されたが、これはまさに幕府が考える鳥商売人の性格を押し付け、それを基準に取捨選択した結果である。この基準に合致しないものは、それが自然な発展のあり方であつたとしても、排除されていったのである。その過程は業務を鳥商売に特化させる過程といえるが、いっぽうでそれは安定化を目指した多角化経営を排除する行為でもあつたわけであり、継続を認められた六軒のものにしろ業態の変更は不可避であつた。また、魚屋など周辺域の商売人の業態を規定し、さらに鳥魚の捕獲者の活動や、消費者の慣行的な購入方法なども変えたといえる。

以上のように岡鳥問屋が創設されるなかで設定された水鳥問屋は、単に岡鳥を扱えなくなった鳥商売人というに止まらず、その社会的な位置付けが大きく変化したといえる。

なお、こうした機能の変化に関わつてもう一点付け加えたい。それは彼らの商圈に関わる問題であるが、やや時代は下るが明和四年（一七六七）の商売鳥の取扱いに関する史料には「惣而捉銅場内にて水鳥商売致候者は、水鳥問屋

共より買請可致商売、無印之鳥は決て商売仕間敷候」とあり、捉飼場内での鳥商売は江戸の鳥問屋からの仕入れが義務付けられていた。御拳場も同様の扱いとなったことは間違いないからう。よつて、水鳥問屋の商圏すらも放鷹制の復活との関わりで決定したといえる。水鳥問屋がそれまでの鳥商売人とはまったく異質のものとして成立したことはこうした点からも間違いないのである。

しかも、水鳥問屋には、このうゑ盗鳥の取締りや江戸城御膳御用の面でも期待されたのであった。

(4) 水鳥問屋の取締り機能

水鳥問屋は享保十年（一七二五）以降、不正に江戸に流入する鳥、いわゆる盗鳥の取締りに従来の水鳥問屋以上に深く関係することになる。以下、具体的に検討したいが、その際注意したい点は、鳥問屋に限らず江戸の問屋は、取締りとまではいかないまでも、自分達の利権が脅かされる場合には、新規のものなどを訴える形で排除行為を繰り返していたことである。

そこにあるのは、自由競争ではなく、既得権を保持しようとする動きであり、その既得権は自らが切り開いた側面、領主権力に保証された面からなる。そして、領主から保護を受けるためには、領主的な規制を自らのものとして受け入れることが求められるわけである。しかし、水鳥問屋の盗鳥取締りへの関与とは、こうした姿からはややかけ離れている。盗鳥取締りに関わつて、鳥問屋が判鑑作成や餌鳥札の発行に関与したことは、すでに指摘したが、ここでは水鳥問屋の判鑑発行などに止まらぬ取締りへの関りについて検討したい。

まず、水鳥問屋六人の内の一人に加えられた「千住小塚原町小左衛門」の採用理由に注目したい。町奉行大岡らから老中への報告には、「右小左衛門儀近在盗鳥之手筋存知、御鳥見方以後吟味之為メニ宜候間、鳥商売人之内え差加

度旨御鳥見方より書付差出候、小左衛門義問屋え指加、相障儀無御座候間差加申候⁽⁴⁷⁾と記されており、同人は鳥商売以上に取締りに力を發揮することが期待されて水鳥問屋へ採用されたことが明らかである。小左衛門は山田屋小左衛門などとも史料に見えており、本小田原の本店の他に千住小塚原にも出店を認められたが、千住は盗鳥取締りの拠点とし、鳥商売は行っていない⁽⁴⁸⁾。

取締りを期待された小左衛門の採用は、鷹場の維持管理にあたる鳥見方からの要請であつた。これに先立つ鳥見方と同人との関係は不明であるが、右からは水鳥問屋の不正取締りが、自らの経営の安定という理由よりも、將軍の獵場である鷹場の維持管理に発していると見てよからう。

つまり、水鳥問屋の取締りへの参画は、商いを許可されたものの一種の御用であつたと考えられるのである。

よつて、取締りは、小左衛門のみに期待されたことではなかつた。翌年のことになるが、享保十一年九月には、水鳥問屋による取締り機能に關つて次のような伺書が町奉行より老中宛に提出されている⁽⁴⁹⁾。

水鳥改之儀ニ付申上候書付

覚

水鳥問屋 六 人

右問屋共申出候者、去春より当夏迄、従在々水鳥出方道筋口々并端々御当地まで相廻り、吟味仕候処、御当地之者共迄、只今迄致吟味方悉存罷在候間、当秋より改方品を替申渡旨左之通相伺申候

一、魚鳥荷物之儀者籠之類ニ入、荷作之仕方迄極、御当地江持参致候、然處盜鳥荷作之儀者、格別ニ麦式洪紙風呂敷包、又者柳こり箱杯ニ入、存寄荷作りニ仕候、途中ニ而見当り改申度程之者も御座候得共、只今迄ハ差控申候、并新吉原入口にても玉子売、其外難心得風呂敷包着籠之類、見当り申候節ハ、大門口町内ニ而も改申度

候、此外御当地町はつれを放、忝式里先迄も罷越、海辺船積河岸上ケ之怪敷荷物も可有之哉、見届申度候

一、御当地町中ハ不及申、端々ニ而も玉子屋肴屋之魚舟籠之類、明ケさせ見申度儀、只今迄も度々有之候得共、此等之儀も相伺不申候間、致遠慮罷在候、右書面之趣見合次第悉相改候儀ニ而者無之、荷物之拵、其人気色共ニ疑敷在候計を相改候様ニ仕度候、尤往来之障り、又者商人之障ニも罷成申間敷候、勿論六人之者召仕等差出候儀ニ而無御座、自身相廻り候間、曾而権柄ケ間敷義、少も不仕、先々之者ニ様子申聞、荷物或ハ入物明ケさせ、見申計ニ而、六人之者手込ニ仕候儀ニ者無之候旨相願出申候

右之通問屋共申出候、手代共計相廻し改させ候ハ、先々ニ而権柄ケ間敷儀も有之、商売之障りニも可罷成候得共、手代ハ一切不相廻、問屋共計相廻り候由ニ御座候得者、権柄ケ間敷事ハ仕間敷候間、弥書面之通可申付候哉、奉伺候、以上

享保十一年
九月

大岡越前守

諏訪美濃守

「只今迄改ハ仕候得共、書面之通、具ニ改メ申度段申出候ニ付、申上候処、

改候定ニ候ハ、勝手次第可申付旨被仰渡奉畏候、以上

午九月

大岡越前守

諏訪美濃守

右書付午九月十六日大久保佐渡守殿江上ル、同十九日水野和泉守殿江上ル、同廿七日大岡越前守より写来ル

右からは、水鳥問屋の具体的な盗鳥取締り方法の一端が明らかである。水鳥問屋が享保十年正月に発足し、その春から取締りを開始しているが、その方法は村々からの水鳥の流入路となる道筋の入口や、江戸内を隔々まで廻り吟味

を行なうものであった。しかし、すでにその方法は人々に知れ渡っているため、吟味方法を強化したいとするのが、ここでの伺いである。改善要求事項は、(1)一定の荷作方法に準拠していない荷物吟味の実施、(2)新吉原の入口での卵売り、疑わしい風呂敷包・魚籠を今後は大門口町内でも改めること、(3)吟味の範囲を江戸から一・二里離れた海辺船積み河岸まで拡大すること、(4)同様に江戸の端々で玉子屋・魚屋の魚舟籠の類を江戸の町々同様に吟味することなどである。

この要求事項の特徴は、それまで江戸の町方などに限られてきた活動範囲を、その周辺地域にまで拡大し、盗鳥などを江戸へ入る水際で摘発しようとする点にある。村方においては、村役人や在宅鳥見などが不正防止を担当しており、盗鳥の取締りは、江戸、村方双方において組織的に行なう体制が整備されていたといえる。水鳥問屋はそうした一端を負わされたわけである。

なお、水鳥問屋の取締りは、水鳥問屋「六人之者召仕等差出候儀にて無御座、自身相廻り候」と見えるように、水鳥問屋自身が吟味にあたっており、手代などによる吟味は禁じられていた。また、盗鳥などを発見しても「六人之者手込ニ仕候儀ニは無之」というように、自ら違反者を罰することはなく、幕府への訴えが基本であった。

魚籠などの中身を問題としているが、この点は、すでに指摘してきたように魚籠の魚と水鳥がそもそも一緒に商売されてきたことを示唆するものである。しかし、鳥問屋の扱い品目が水鳥に限定される中で、従来、自らが扱ってきた品物や、関係を有してきた商売人を取り締まるといふ状況に置かれていた。それは今までの取引先を排除する行為であったのである。

その後の展開についても簡単に触れておきたい。後年の記録となるが、嘉永四年（一八五二）六月、町奉行遠山左衛門尉影元が老中阿部伊勢守正弘へ提出した両問屋の再興伺いには、「右者前条之通、享保度取極候問屋共ニ而、御

場内盜鳥改之節、目印之爲メ、売買之鳥類江羽印致し候様申付、延享元子年より会所取建、水鳥荷物同所江一手ニ引受、改方之儀先役共申渡、宝曆十辰年より右六人之もの共御鳥見方手ニ付、見廻改方をも致し候⁽⁵⁰⁾とある。つまり、水鳥問屋は江戸に運ばれるすべての鳥に羽印をして、それが盜鳥でなく正規の商売鳥であることを表示するシステムを導入し、それらの業務を一元的に処理するために延享元年（一七四四）には「水鳥会所」を設置し、羽印などの手続きの終えたものを水鳥問屋を経て江戸の町へ流すことにしている。この会所設置の具体的な動向などは不明であるが、取締り強化の手段として導入されたものであることは間違いない。また、右の引用史料には、宝曆十年（一七六〇）水鳥問屋六人のものが御鳥見方へ付属され、「見廻改方」を勤めたと記される。鳥見方との関係はより深まっていたのである。それは江戸にあつて鷹場保全への関わりをより一層深めていくことでもあつた。

(5) 水鳥問屋の御膳御用

次に「御膳御用鳥」の上納が、水鳥問屋に正式に命じられた点について触れておきたい。これは江戸城中で消費する鳥類を上納するものであり、水鳥問屋に送られてきた鳥類のうち幕府が必要分を買い上げ、残りを市中へ売り捌くということになる。寛政五年（一七九三）九月、側衆加納遠江守久周の水鳥問屋などの由来についての質問に答えた町奉行池田筑後守長恵は、その答申書のなかで、享保十年「水鳥問屋申付、御膳御用鳥之儀相勤、且御鷹御場所之内見廻り等申渡、其外之鳥商売一切停止之節、触流有之処、同十四酉年神尾五郎三郎御賄頭之節、御膳御鳥御用、本途直段三割通引下候ハ、年季御用捨被成下、永久御用達可被仰付旨申渡、則三割通引下候ニ付、永久御用達申渡有之⁽⁵¹⁾」などと記しており、水鳥問屋の成立にともない、御膳御用を勤めたこと、また、享保十四年（一七二九）には御賄頭であつた神尾春央が相場の三割引で納めることを条件に「永久御用」を命じたことなどが明らかとなる。関連史

料は少なく、具体的な状況は不明であるが、享保十年の改正によって御膳鳥御用の全てが制度的に整わないにしろ、近世中後期に見られる体制がここを機に成立したことは間違いない。御膳御用そのものは、水鳥問屋の成立以前から江戸の鳥商売人がこれを担ったものであるが、水鳥問屋の組織化によって御膳御用も彼らに委ねられたといえる。組織化されたものだけが、その権利を独占できたのである。

そして、その活動とは、何よりも幕府への奉公としての側面が極めて強かったということであろう。鳥問屋は放鷹制の復活のなかでそうした体制のなかに組み込まれていった存在なのである。それは保護と規制のなかで存在した最も近世的なものであったのかも知れない。

おわりに

江戸の鳥商売は、將軍權威を誇示する装置として再興された鷹をめぐる諸儀礼を確立させるために厳しい規制のもとに置かれ、そうした大きな体制のなかでその一翼を担うものとして次第に改変、整備されていった。

その具体的な動きは享保三年の諸鳥取扱制限に始まり、享保十年正月の岡鳥問屋・水鳥問屋の成立によってほぼ確立し、天保期の株仲間解散における期間を除くと、その形が基本的に幕末まで継続した。本稿では、確立に至る経過を鳥商売人の存在形態、他集団への影響、岡鳥・水鳥問屋の機能・役割などに留意しながら検討を進めてきた。その結果、概ね次のような点が明らかになったといえる。

享保十年以前は、食肉を扱う鳥商売人や、愛玩用の鳥を扱う飼鳥屋が、生産・流通・市場などのあり方に規定されながらも、それぞれ自律的な独立した流通システムを構築していた。たとえば、季節性の強い商売であることを踏ま

え多角的な経営形態を取ることも一つの特徴であった。

しかし、岡鳥・水鳥問屋は、従来の流通システムや業態を公認されるなかで成立したものではなかった。岡鳥問屋は御鷹の餌鳥請負人八軒のみを構成員に結成されており、結成そのものが彼らへの保護策であった可能性が極めて高い。水鳥問屋は岡鳥問屋の動きのなかで創出されたことも考えられたのである。

いっぽう、独自の発展を遂げてきた飼鳥屋は、岡鳥問屋の支配下（仲買・小売的な位置）に置かれた。両者はそれままで商い取引が全くない間柄であった。しかし、放鷹制の復活に伴う諸鳥取扱いに対する幕府の規制は愛玩用の鳥を扱ってきた飼鳥屋と食用となる鳥を扱ってきた鳥商売人をつつの論理でくくることを可能としたわけである。もちろん、そこでは時代的な要請のなかで巧みに立ち回った餌鳥請負人の動向をさらに見極める必要がある。餌鳥を請け負うことにより彼らが岡鳥問屋という地位を得た可能性は極めて高いと見てよからう。

ところで、享保十年に岡鳥問屋の成立との絡みで誕生した水鳥問屋は、岡鳥を扱えなくなった従来通りの鳥商売人という形で存在し続けることはできなかった。機能の面からも全く新規に生み出されたものいえる。すなわち、取締り機能が付与され、江戸およびその周辺域を巡回すると共に、商売鳥の取扱いのために、鑑札の発行、羽印改めを行ない、その執務のために水鳥会所を設置し、盗鳥発生防止に全面的に関わったのである。ここには自らの経営活動の安定化、独占化といった面もあるが、それにも増して商いを許可されたもの一種の御用としての側面の強いものであった。不正取締りそのものは、鷹をめぐる諸儀礼の維持に努める幕府の都合から発していたわけである。しかし、こうした状況は鳥問屋の活動を萎縮させるものではなかった。彼らは、かかる状況のなかで自らの位置を獲得し、取締りなどの御用に関することで権利をさらに特権化させていったのである。⁵²

なお、両問屋の取締りなどの御用はそれぞれ対象を異にし、岡鳥問屋は御鷹の餌鳥に関わる御用に、水鳥問屋は鷹

狩の獲物となる鳥類の取締りに関わったが、こうした対象の違いからは岡鳥問屋を鷹匠系統の鳥問屋、水鳥問屋を鳥見系統の鳥問屋と見ることも可能であろう。

以上、繰り返し指摘するように江戸の鳥問屋は本来的な商いを取り引きとは異質な展開のなかで成立したものであった。しかし、その姿は、少なからず江戸や他の城下町の商人達に共通しているといえよう。今後、商人達の商い以外での役割に対する認識、政治・社会・経済活動の面での具体的な影響をより一層問題としなければならぬであろう。また、前近代の商人の、領主への帰属・依存意識がどのように合理化されていくのか、その検討が必要となる。もちろん、こうした意識は商人側が一方的に醸成させていったものではなく、両者の関係そのものが問題である。それ故にこそ商人の生成過程そのものに関する検討が必要となるのであり、本稿の目的でもあった。また、関わり合う集団相互の関係を規制・保護・序列化といった観点から捉える視点も不可欠であり、近世的な権威の問題と密接に関わる。本稿はこうした観点からの一つの試みであったが、門外漢の研究対象であり至らぬ点も少なくないことと思う。また、残された課題は少なくない。ことに餌鳥請負人と餌差の問題については、別稿⁽³⁾を用意したいと考えている。

註

(1) 將軍の鷹、鷹場に関する研究は多いが、ここでは儀礼的な面を踏まえた次のような研究を念頭に置いている。拙稿

「鷹をめぐる贈答儀礼の構造——將軍(徳川)権威の側面——」

〔国史学〕一四八号、一九九二年、同「近世の御振舞いの構造と「御鷹之鳥」観念」〔史料館研究紀要〕二六号、一

九九五年三月。岡崎寛徳「近世武家社会における諸鳥下

賜・饗応儀礼の展開」〔中央史学〕第一九号、一九九六年。
なお、戦国期の成果としては、盛本昌広「戦国期の鷹献上の構造と贈答儀礼」〔歴史学研究〕六六二号、一九九四年がある。

(2) 今井修平「幕末・維新期の町と仲間」〔高橋康夫・吉田伸之編「日本都市史入門」Ⅱ所収、一九九〇年、東京大学出版会〕。

(3) 近年の由緒書などの研究によれば、特権を主張するような状況は、近世前期よりむしろ近世後期に集中することが明らかである。権益が動揺する中でさかんに由緒が創造され、実際に新たな権益を得ることも少なくなかったわけである。久留島 浩「村が「由緒」を語るとき」「村の由緒」についての研究ノート」(久留島浩・吉田伸之編「近世の社会集団」一九九五年、山川出版社、拙稿「献上役と村秩序」(徳川林政史研究所「研究紀要」昭和六一年度、一九八七年)、同「献上役負担と運動の論理」(「国史学」一三二号、一九八七年)などを参照されたい。

(4) 問屋と国家・領主との関係がどのように合理化されるべきか、その指標が問題となろう。これについて現段階で考えている点を記しておきたい。

従来、物流のあり方は、農民的な生産流通の発展を背景として特権商人から新興商人にとって代わるとの議論も見られたが、特権性の問題は、こうした議論によって解決されたわけではない。農民的、新興のものの流通と理解されたものすら、必ずしも農民や一般消費者の利害を前提としてその後充分に発展したわけではないのである。時代の特質を踏まえた特権に関する構造や質に関する研究が必要なのであり、その指標としては、従来のような流通の担い手の交代に注目するだけでなく、商人の公共的機能、公益性という点への着目が有効と思われる。

(5) 註(1)に同じ。

將軍の鷹狩と江戸の烏問屋

(6) 菅 豊「都市とムラの水鳥」(「朝日百科・日本の歴史 別冊歴史を読みなおす18」)ひとと動物の近世所収、一九九五年、朝日新聞社、紹介された川柳「帳面に鯛々鴨といそがしさ」「鴨つがひ寒気当りの目がくほみ」などからも、鴨など水鳥が鯛同様に贈答品として利用されていたことが明らかである。

(7) 「御触書寛保集成」一一三四号。

(8) 「東京市史稿」産業篇十一、一六二―一六三頁。および「享保撰要類集」第四卷(野上出版)、二〇二―二〇三頁参照。

(9) 享保三年、御鷹の餌鳥請負人七軒が新規に設定される以前の御鷹の餌鳥の調達は、これを「公儀餌差」が担当した。公儀餌差の正確な設置年次は不明であるが、享保元年から鷹の献上などが見られることから、餌鳥確保に関わるシステムが再興当初から存在したことは間違いない。しかし、鷹の数の増加や、放鷹制の確立には一定の時間を要しているようであり、享保二年二月、「公儀餌差」一三人が任命された時点を、実質的な公儀餌差の体制的確立と見てよいのではないか。そして、彼らは鷹匠頭である戸田五助と小栗長右衛門の二つの組に別れ(「御触書寛保集成」一一四七号)、各々担当の鷹部屋へ餌鳥を納めたのである。本間清利「御鷹場」(一九八一年、埼玉新聞社)九八頁も参照。

(10) 本文にみられる餌鳥調達システムは享保五年まで続き、同年より鷹部屋―餌鳥請負人―烏捕り人という流れに変更

したと思われる。

- (11) 本間清利著「御鷹場」(一九八二年、埼玉新聞社) 一一一—一二二頁。
- (12) 「御触書寛保集成」一一三七号。
- (13) 「御触書寛保集成」一一六一号。
- (14) 幕府からの「御鷹之鳥」の下賜基準、および下賜の意義については註(1)の拙稿を参照されたい。
- (15) たとえば享保三年七月、井伊掃部頭など大名二二名へ宛てた史料には、「自身鷹遣候節は雁鴨迄は御免に候、自身不出時は、雁鴨は致遠慮、其外之軽き鳥取せ候事は不苦候」(「御触書寛保集成」一一三三三号)とみえる。
- (16) 「御触書寛保集成」一一五六号。
- (17) やや時代は下るが、享保九年には深川筋海辺で盗鳥が頻発するため、周辺町々へ鳥番を申し付けるといったことも見られる(「享保撰要類集」第四卷、二二〇頁、野上出版)。
- (18) 「東京市史稿」産業編十一、四六〇頁。および「享保撰要類集」第四卷、二〇三頁参照。
- (19) 国立国会図書館所蔵「餌鳥会所記録」六、「御鷹餌鳥請負人町方江被仰付候起立」。
- (20) 同右。
- (21) 註(11)に同じ。
- (22) 「御触書寛保集成」一一三八号。
- (23) 「御触書寛保集成」一一四五号。
- (24) 「御触書寛保集成」一一三八号、本間清利著「御鷹場」一

一三頁。

- (25) 飼鳥屋取締りに関する証文のなかに「餌鳥買入之義、武家方より申付候ハ、餌鳥屋共より買受候様及断、縦令出入屋敷ニ而も、一切売候義ハ勿論、買入之世話等致間敷候事」と見えている(「大日本近世史料」諸問屋再興調二、四二八頁)。また、後年のことになるが、享和元年岩槻藩が国元より江戸藩邸へ餌鳥を送ろうとした際には、「八州之内御領主様餌鳥為御取御府内江御廻シ被遊候様ニ相成候へ者、外御領主様方迄茂右同様ニ相成可申候、左候得者御鷹餌鳥取候御場所手狭ニ罷成、其上往々者不取締御定等も相崩畢竟御差支ニ相成可申候、勿論御武家方鷹餌鳥之儀者、御立入仕候町人共江被仰付候とも御断を申上、請負人之外者一切手掛申儀不相成御定ニ御座候」と餌鳥請負人が反論している(「餌鳥会所記録」一)。
- (26) 「御触書寛保集成」一一五二号。
- (27) 同右。
- (28) 「享保撰要類集」第四卷(一九八六年、野上出版)、二〇六—二一〇頁。
- (29) 享保八年の餌鳥請負人の「種々之願」「不埒な願」を具体的に記した史料は確認できないが、幕府は古餌鳥請負人五郎左衛門ら三人を処罰した後に、餌鳥請負値段を金一両雀三八〇羽から二五〇羽に変更している。ここからは、幕府が餌鳥を安く買い叩いてきたことを想像させる。餌鳥請負人からの訴えとは、そうした状況の改善要求であったと考

えられるのである。また、右からは幕府が請負人を処罰しても、一方では買上げ値段を引き上げざるを得ない状況があったといえる。

(30) 註(28)に同じ。

(31) 「御触書寛保集成」一一五五号、「餌鳥会所記録」六(「御鷹餌鳥請負人町方江被仰付候起立」)。

(32) 「御触書寛保集成」一一五六号。

(33) 同右。

(34) 「東京市史稿」産業篇十二、二九三頁。

(35) 「餌鳥会所記録」三には、文政八年八月、餌鳥屋から餌鳥を買ひ上げる記事が見られる。

(36) 「餌鳥会所記録」五(「餌鳥方取調一件記録」)。なお、「餌鳥会所記録」一にも同様の記事が見える。

(37) 註(36)に同じ。

(38) 寛政五年時の史料であるが、享保十年段階の餌鳥屋の数を五八軒とするものがある。「大日本近世史料」諸問屋再興調六、四〇頁)。本文の餌鳥屋数はほぼ当時の実態を反映していると見てよからうか。

(39) 「餌鳥会所記録」一(寛政十二年)「八月廿八日奈良屋御役所江差出候書付写」。

(40) 「支配」の語は、たとえば寛政五年の史料に「餌鳥屋者御鷹餌鳥屋之支配ニ而」「大日本近世史料」諸問屋再興調六、四〇頁)というように見える。

(41) 「大日本近世史料」諸問屋再興調二、四二七頁。

(42) 「享保撰要類集」第四卷(野上出版、一九八六年)、二二三頁。

(43) 本文後掲史料(「享保撰要類集」第四卷、二二三頁、野上出版)には、明らかに「菓鳥問屋」とあるが、「撰要類集」第三卷(続群書類従完成会、二二二頁)には、「魚鳥問屋」とある。つまり、国会図書館本の「撰要類集」には「菓鳥問屋」、内閣文庫本の「撰要類集」には「魚鳥問屋」とあるわけだが、この是非は明らかではない。本来論旨に関わる問題であり、魚鳥問屋であればより好ましい。しかし、確証がないため、一応国会図書館本にしたがい、この問屋名に関わっては議論を展開しなかったことをお断りしておく。

(44) 註(6)に同じ。

(45) 享保十一年九月には、武家が出入りの魚屋から食用の鳥を購入することを取り締まるために、町奉行から老中へ次のような提案があり、実行された(「東京市史稿」産業篇十二、六五六頁)。史料には「武士方にて鳥入用之節、出入之肴屋え申付、鳥取寄候二付、右肴屋屋敷方え申立、問屋より調協完仕、又は盗鳥調候筋も有之、紛敷御座候間、向後武士方にて出入之肴屋え申付候儀ハ致無用ニ、鳥問屋方計にて相調候様子御定御座候て、可然奉存候二付申上候」とある。

(46) 「御触書天明集成」一七七〇号。

(47) 「東京市史稿」産業篇二、一六八頁。

(48) 「東京市史稿」産業篇一五、七〇七頁。小左衛門は、元文

四年十二月、不埒を理由に解き放たれたが、寛保元年八月、田所町家持弥右衛門が同様に鳥見からの推挙を受け、取締りに関わった。離職年次は不明である。

(49) 「享保撰要類集」第四卷（野上出版、一九八六年）、二一五頁。

(50) 「大日本近世史料」諸問屋再興調六、十一頁。

(51) 「大日本近世史料」諸問屋再興調六、四一頁。

(52) 註(5) 菅氏論文には、岡鳥問屋が水鳥問屋の営業権を獲得するために幕府に毎年菓鷹を献上することを願ひ、それが許可されるという記事が見られる。

(53) 拙稿「將軍の鷹狩と身分―御鷹の餌鳥御用と餌差―」(『国史学』一六一号、一九九七年)。

